令和3年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No 38 府 省 庁 名 国土交通省 対象税目 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(要望 特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合に係る課税標準の特例措置の拡充及 項目名 び延長 特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 要望内容 不動産特定共同事業法上の特例事業者等の不動産特定共同事業契約に基づく一定要件を満たす不動産の取 (概要) 特例措置の内容 特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合に係る課税標準の特例措置(不動 産取得税の課税標準額が1/2に軽減される)について、適用期限を2年延長するとともに、特例事業者及び 適格特例投資家限定事業者に係る特例措置の要件について、以下の措置を講じる。 ・「対象不動産に係る工事の竣工後10年以内の譲渡」の要件を撤廃する。 ・「土地及び建物」の取得要件の見直し(借地上の建物の追加)。 ┌ 地方税法附則第 11 条第 12 項 関係条文 地方税法施行令附則第7条第16項から第20項まで 地方税法施行規則附則第3条の2の15から第3条の2の17まで [初年度] ▲35.2 (▲55.8) [平年度] ▲36.8 (▲74.4) 減収 「改正増減収額」 見込額 (単位:百万円) (1) 政策目的 特例事業者及び適格特例投資家限定事業者に係る不動産取得コストを軽減することで、不動産の証券化を 要望理由 推進し、建築物の耐震化や老朽不動産の再生、豊富な資金と目利き力を活かした物件の開発やバリューアッ プ等を通じて、地域経済の活性化や国際競争力の強化にも資する優良な都市ストックの形成を促進するとと もに、優良不動産の供給とそれに伴う不動産取引の活発化によってデフレからの脱却を完全なものにする。 また、小規模不動産特定共同事業者及び小規模特例事業者における不動産取得コストを軽減することで、 宿泊施設・介護施設等の不動産の開発等の事業を促進し、そこで営まれる事業における雇用創出による地域 経済の活性化や優良な都市ストックの形成を後押しする。全国各地域において空き家や空き店舗等が増加し ているところ、地域における小規模不動産の再生等を促進し、地域経済の活性化に寄与する。 (2) 施策の必要性 不動産の証券化を推進し、都市機能の向上及び不動産証券化市場の拡大を図るためには、特例事業者等が 不動産を取得しやすい環境を整備する必要がある。本特例措置は、特例事業者等が不動産を取得するための 総費用を軽減するものであり、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。このため、特例事業 者等が不動産を取得した場合の課税標準の特例措置を延長することが必要である。 また、昨今の超低金利環境を背景にファンドの運用期間が長期化傾向にあること、借地案件であっても老 朽化した不動産の再生や耐震化を達成するものが見られることから、工事竣工後一律に 10 年で売却を求める 要件及び「土地及び建物」の取得要件を見直す必要がある。 特例事業者及び適格特例投資家限定事業者に係る特例措置について、工事費用要件に、増築等の場合、工 本要望に 事費用が 1000 万円又は取得価格の 1/100 以上であることを追加する。 対応する 小規模不動産特定共同事業者及び小規模特例事業者に係る特例措置について、工事費用要件に300万円以 縮減案 上であることを追加する(※現行は木造の共同住宅に限定した要件)。 38—1 ページ

合理性	政策体系における政策目的の位置付け						
			政策目標 9 「市場の環境整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」 施策目標 31 「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」 業績指標 119 「リート等の資産総額」 参考指標 94 「空き家・空き店舗等の再生による新たな投資」				
	政策の 達成目標		リート等の資産総額 (2015年:約15兆円→2020年頃:約30兆円) 空き家・空き店舗等の再生による新たな投資(小規模不動産特定共同事業の出資総額) (令和2年度から令和4年度の平均値:約3.7億円)				
		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	2年間(令和3年4月1日~令和5年3月31日)				
		同上の期間中 の達成目標	リート等の資産総額 (2015年:約15兆円→2020年頃:約30兆円) 空き家・空き店舗等の再生による新たな投資(小規模不動産特定共同事業の出資総額) (令和2年度から令和4年度の平均値:約3.7億円				
	政策目標の 達成状況		令和元年度末時点のリート等の資産総額:約26.6 兆円 令和元年度の小規模不動産特定共同事業の出資総額:2.8 億円				
	要望の措置の 適用見込み		令和3年度:12件 令和4年度:17件				
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		本特例措置は、特例事業者等が不動産を取得するための総費用を軽減するものであり、取得 の際の経済的なインセンティブとして有効である。				
			ページ 38-2				

	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置 特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登 に係る税率の特例措置(登録免許税)(租税特別措置法第83条の3)								
相当性	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	「不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワーク形成促進」 令和3年度予算概算要求額4,000万円 「金融技術の進展等を踏まえた不動産投資市場の環境整備」 令和3年度予算概算要求額2,000万円 「ESG 投資等の動向を踏まえた不動産投資市場の環境整備」 令和3年度予算概算要求額3,000万円							
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	措置等と							
	要望の措置の 妥当性	特例事業等を活用した不動産証券化を推進し、建築物の耐震化や老朽不動産の再生、民間施設の整備など都市機能の向上への民間資金の導入を促進するとともに、地域経済の活性化やデフレからの脱却を完全なものにするという政策目的実現の必要性は高い。							
	担軽減措置等の 実績	平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度	適用件数 0 2 3 1 0	4	0 33.68 5.36 8.11 0	- 十地の滴田宝績も全める。			
税 の す	が 地方税における 負担軽減措置等 の適用状況等に関 る報告書」に いる適用実績	 ※新築・改築案件で、土地・建物で適用年度が異なる場合には、建物の適用年度に土地の適用実績も含める。 ①適用総額の種類:課税標準(不動産の価格) ②適用総額(千円):平成28年度(0) 平成29年度(308,624) 平成30年度(294,229) 							
用に	担軽減措置等の適 よる効果(手段と の有効性)	本特例措置は、特例事業者等が物件を取得するための総費用を軽減する措置であるため、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。							
	要望時の :目標	リート等の資産総額 (2015 年:約15 兆円→ 2020 年頃:約30 兆円)							
達成	要望時からの 渡及び目標に ていない場合の理	令和元年度末時点でリート等の資産総額は約26.6兆円となっており、上記達成目標(令和2年頃までに約30兆円)に向けて着実に推移している。							
これ	までの要望経緯	平成25年度 創設 平成27年度 延長・拡充 平成29年度 延長・拡充 令和元年度 延長							
				ページ		38—3			